

報告事項

(1) 令和8年度事業計画及び収支予算の件

令和8年度

事業計画書

令和 8年 4月 1日から

令和 9年 3月31日まで

公益社団法人 徳島県環境技術センター

令和8年度 事業計画書

(令和 8年4月1日～令和 9年3月31日まで)

〈事業計画〉

1 浄化槽による公共用水域の水質保全事業（公益目的事業1）

（1）浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽の検査に関する事業（公1検査）

1) 県民の生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第7条及び第11条に基づき水質に関する検査を実施する。

(644, 265千円)

令和7年度においては、令和7年10月1日の法定検査料金の値上げにより、受検件数の減少が懸念されておりましたが、未受検者への粘り強い受検勧奨や、受検者に対する値上げの理由の丁寧な説明により、目標件数99,000基を達成（法定検査受検率64.1%、前年度対比+0.9%）できる見込みである。

令和8年度においては、受検率向上強化事業、及び受検継続事業など、浄化槽法定検査の受検指導に関する事業を強化し、法定検査受検基数を拡大するとともに、受検率の向上を行い、対前年度比（令和7年度）1,500基増となる100,500基（法定検査受検率65.4%、前年度対比+1.3%）を目標とする。

《検査目標》

区 分	目標数	備 考
7条検査	1,850基	受検率 100%
11条検査	98,650基	受検率65.4%
合 計	100,500基	

2) 浄化槽法定検査の受検指導に関する事業

①受検率向上強化事業

受検件数増加、及び受検率の向上に向けて次のことを行う

【新規】

- ・ 県と連携し、浄化槽管理者に対し「浄化槽法」及び、浄化槽法に規定される「浄化槽の法定検査」について改めて周知する
- ・ 市町村との連携により、浄化槽の廃止・休止状況を把握し「実態に即した受検率」

を算出できる体制づくりを行う

- ・無届け浄化槽根絶に向け、浄化槽設置届けの受理のあり方や、地下浸透ガイドラインの緩和など、県と協議を進める
- ・未受検者への指導や無届け浄化槽の対策のため、環境監視員の配置について、県と協議を進める
- ・各検査員の意欲・能力を踏まえ、個人目標を「柔軟に設定」する
- ・AIを活用し検査実施ルートの「最適化」を図り、検査業務の効率化を実施する
- ・AIによる検査結果書通知書など業務請の効率化を図る
- ・各電話アポインターの能力や実績を踏まえて、業務バランスを見直し、未受検者へのアプローチを強化する

【継続】

- ・とくしま浄化槽連絡協議会や、法定検査検討会に参画し受検率向上を目指す。
- ・検査員による電話番号不明等の不通施設への直接訪問を行い、受検勧奨を実施する。
- ・調査員により、管理者不明施設の調査を行うとともに、管理者に対して浄化槽の適正な維持管理啓発を行う。
- ・会員企業と連携し、法定検査の一斉検査を実施し、管理者の理解を深める。
- ・特別認定管理士制度（採水員制度）を活用し、受検率の向上を図る。
- ・各種講演会、研修会に参加し、職員の技術力向上を図り、受検率向上を図る。
- ・県水環境整備課職員と未受検施設への同行指導を実施し、効果ある受検勧奨を行う。

②受検継続事業

受検継続の向上に向けて次のことを行う

- ・標準契約書の見直し（平成24年導入：15年ぶりの見直し）
- ・料金据置措置（令和7年10月導入、継続、口座、電子化）契約件数の推奨
- ・標準契約制度や、一括契約協議会（那賀町・神山町）の促進

③未収金対策事業

- ・標準契約の未収対策として、7条検査及び1、2回目の11条検査時に口座振替の推進を積極的に行うなど、効果のある未収金対応を実施する。

3) 検査台帳の整備、データ管理事業（公1台帳整備）

①浄化槽台帳整備事業

- ・廃止届の書式変更（清掃日の報告、清掃記録の添付等）について県と協議を進める。
- ・無届け浄化槽の調査を継続し、浄化槽台帳の拡充を図る。
- ・無届け浄化槽の設置者に対する届出指導及び受検勧奨を行う。
- ・新設浄化槽設置者に対し、使用開始報告書提出の徹底を求め正確な情報収集を図る。
- ・台帳精査担当者を配置し、現地調査や法務局調査や下水道台帳の突合作業、所有者変更、廃止など浄化槽データ更新を行い、常に正確な台帳の維持を行う。

②浄化槽台帳高度化事業

- ・「保守点検DXシステム」を令和8年度中の本格運用を目指す。
- ・会員企業（清掃事業者）と連携しQRコードステッカーの貼付が拡大される新たな事業を検討する。
- ・令和9年度の「施工DXシステム」導入に向け、仕様等の検討を行う。
- ・「清掃DXシステム」の浸透を図るため、清掃業者に対し運用状況の聞きとりを行い、課題等の抽出と改善を検討する。

4) 不適正浄化槽の改善確認、水質改善の調査研究（公1改善指導）

①「不適正判定」浄化槽の対応

- ・機能回復を図るため、漏水や破損、勾配不良等、構造上の不備が適正に改善されているか追跡調査を行う。
- ・未改善施設については、翌年度の検査時に、改善方法に関する指導・助言等が的確に実施出来るよう、具体的な改善手法について検討し、助言を行う。

②機能評価検査の実施

- ・BOD超過施設については、機能評価検査を実施し原因を究明、改善策を提示する。
- ・また必要に応じ、現場での水質改善実験等を行い、その原因を除去あるいは緩和する方策を調査・研究する。

③特定既存単独処理浄化槽の対応

令和元年6月の浄化槽法の一部改正で規定された特定既存単独処理浄化槽に対する措置に対応するため、徳島県における特定既存単独処理浄化槽に対するルールづくりに協力する

(2) 浄化槽の機能保証制度に関する事業（公1保証）（2,355千円）

1) 機能保証制度の推進

設置者に対し機能保証登録証および制度説明パンフレットを送付することにより、浄化槽機能保証制度の周知を図り、本制度の積極的な活用を促進する。

(3) 浄化槽の適正施工・維持管理の啓発・相談等（公1啓発）（10,572千円）

1) 県の委託事業

- ①浄化槽教室については、令和7年の補助金交付要項の改正（補助金利用者への指導強化）や、補助金利用者に対する行政指導を開始することから、補助金利用者については、令和8年度より対面受講が必須となったことにより受講しやすい環境を確保する観点から、浄化槽教室の開催回数を拡充や、Zoom等による対面受講など、受講しやすい環境を整える。
- ②支所において浄化槽各種届出書の受付及び事前審査を行い、データ入力を実施する。
- ③未受検者に対する「行政からの受検督促文書」を送付する。
- ④不適正浄化槽に対する相談対応や現場指導、及び改善確認等を実施する。

(8, 4 4 6 千円)

2) 県の指定事業

・浄化槽管理士研修の開催

知事が指定する「浄化槽管理士研修会」については、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が、公益財団法人日本環境整備教育センターに依頼したオンライン講座による研修システムを引き続き実施する。

(6 7 6 千円)

3) 浄化槽なんでも相談窓口

- ・県民や行政担当者からの「疑問」や「相談」などの幅広い問い合わせに対応する。
- ・浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に取り組む。
- ・法定検査料金改定時に導入した料金据置措置について、継続申込・口座振替・電子化の利用促進を図るとともに、対象者への制度内容の周知および申込手続きに関する支援を行い、料金据置措置の円滑な運用を図る。

4) 徳島市委託事業

- ・転換補助金制度のパンフレットを配布し、浄化槽の転換を推進する。(3 5 0 千円)
- ・補助金対象施設の浄化槽設置にかかる事前確認検査・設置後確認検査を実施する。

(4 5 0 千円)

5) 東みよし町委託事業

- ・東みよし町公共浄化槽等整備推進事業 (PFI 方式) にかかる浄化槽工事の中間検査、完了検査を実施する。

(5 0 0 千円)

6) (公財)日本環境整備教育センター委託事業

・浄化槽実地調査事業

使用されている浄化槽の性能評価を目的として、7条検査等を通じて浄化槽の機能調査を実施しそのデータを浄化槽メーカーにフィードバックし、製品の改善と機能の向上を図る。

(2 5 0 千円)

(4) 浄化槽に関する講習会・研修会の開催 (公1講習会)

1) 行政担当者説明会

浄化槽の現状や事例の報告、情報提供等を目的に、市町村等の行政担当者を対象とした浄化槽説明会を開催する。

2) 浄化槽実務者研修会

浄化槽の仕組みや水質機器の操作方法、標準記録票 (保守点検・清掃)の取扱などの研修会を開催する。

(5) 浄化槽に関する情報の収集、情報誌の発行事業（公1 情報収集）

1) SNSの発信

SNSを活用して浄化槽のしくみや汚水処理に関する情報を発信し、合併浄化槽への転換促進や、浄化槽の適正な維持管理の推進を図る。

2) ホームページの掲載

- ・ホームページを通じて、法人の事業や活動状況を広く一般県民にPRするとともに浄化槽の重要な役割を周知し、業界のイメージアップを図る。
- ・法定検査結果の分析や統計処理を行い、HPで公表すると共に、浄化槽に関する課題や問題点に対する改善策等を提案する。

(6) 地域の水環境保全のため、浄化槽の普及を図る事業（公1 普及促進）

1) とくしま浄化槽連絡協議会

県、市町村、関係団体とともに、浄化槽の普及促進や、適正な維持管理の推進、浄化槽の様々な課題について議論し、効果的な方策を検討する。

2) 環境省「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」の推進

該当する管理者及び関係業者に対し、補助金交付に関する案内や受付審査を行う。

(7) その他地域の水環境保全、公衆衛生の意識高揚を図るための事業（公1 水質保全）

1) ボランティア活動

- ・徳島県環境検査センター周辺の清掃・美化活動（年4回）
- ・リフレッシュ瀬戸内の清掃活動（6月）

2) 学校での浄化槽教育

- ・徳島県の学校教育に「浄化槽教育」を組み入れるよう要望する。
- ・センターにおいても教育カリキュラムに協力する。

3) 地域住民とのふれあい活動

- ・地元地域で開催される「六右衛門まつり」に参加し、地域住民との交流を深める。

4) 水質調査費補助

公共用水域や浴場、プール等に、公衆衛生上問題が生じる可能性がある場合、検査費用の一部を補助し、公衆衛生の意識高揚を図る。

5) 各種委員会・協議会への参加

- ・みなみから届ける環づくり会議
- ・瀬戸内海湾灘協議会
- ・汚水処理人口対策会議
- ・徳島県危機管理総合調整会議

6) 防災対応

①防災訓練

復旧支援協定等の災害協定の内容が適切に運用できるよう、センター内部のマニュアルの整備・点検を行う。センター職員の防災意識を高めるために、教育及び訓練を行う。

- ・ 9月 徳島県総合防災訓練
- ・ 1月 徳島県C P X訓練
- ・ 全浄連四国地区協議会防災図上訓練（新規）

②新たな災害支援体制の構築

- ・ 南海トラフ巨大地震に備え、全浄連四国地区協議会による四国4県による災害協定の締結を行う。（継続）
- ・ 市町村から災害協定の締結要望があった際には、災害時における避難所等のし尿収集運搬や浄化槽の復旧活動への協力など、市町村との災害協定締結に向けた調整を行う。（継続）

③初動体制の強化

- ・ 災害発生時に組織として迅速かつ適切な対応が取れるよう、平時からの初動体制を確立する。
- ・ 災害応急調査の結果を災害DXシステムにより台帳システムと連携し、速やかな被災浄化槽の復旧支援に結びつける。
- ・ 災害時に備えて、二次元コードで施設の特定を行うことを想定し、二次元コードの貼付を推進する。

2 計量証明事業（収益事業1） （41,000千円）

（1）計量証明事業及び建築物飲料水水質検査事業

1) 計量証明事業

公官庁、事業所、浄化槽保守点検業者等からの依頼により、環境分析、排水検査、土壌検査などを実施し、計量法第107条の規程に基づく計量証明事業を実施する。

2) 飲料水の水質検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第12条の2第4号の規程に基づき飲料水の水質検査を実施する。

（2）旧吉野川流域下水道の指定管理 （9,108千円）

旧吉野川流域下水道指定管理者の共同事業体（公益財団法人徳島県建設技術センター・テスコ株式会社・公益社団法人徳島県環境技術センター）構成員として指定管理業務を分担し、水処理施設・汚泥処理施設の運転管理上必要な試験検査等「水質等管理運営業務」を実施する。

3 受託講習会及び業務効率化支援並びに各種用紙・物品販売事業（収益事業2）

（1）各種用紙販売事業（2,700千円）

①各種用紙の印刷販売

浄化槽保守点検業者登録申請用書、浄化槽工事業登録（届出）申請書および浄化槽工事業登録（届出済）票、浄化槽設置届出書、維持管理標準契約書、保守点検記録票、清掃記録票等。

②関係法令集の編集・販売

関係法令等の周知を図るため、浄化槽取扱要綱等関係法令集、汚水量算定要領等の編集・発行（配布又は販売）を行う。

（2）物品販売事業（4,000千円）

浄化槽の施工・保守点検・清掃の業務を行う上で、効率的且つ利便性の高い資材・物品等の企画・製造・販売を行う。

（3）底板販売事業（6,500千円）

浄化槽メーカーと連携を図り、県が策定した「徳島県版浄化槽施工マニュアル」を遵守した適正な施工を推進するため、会員企業等に対して、浄化槽用P C底板を販売する。

（4）浄化槽関係技術者の育成と技術向上に関する事業（350千円）

1）資格者の育成

- ①浄化槽設備士試験合格に向けた「受験対策講習会」を開催する。
- ②浄化槽特別認定管理士講習会を開催する。
- ③浄化槽特別認定設備士講習会を開催する。
- ④業務関連資格に合格するための支援として、受験対策講習会を開催する。

2）講習会等の実施

有資格者（浄化槽管理士・設備士）および浄化槽関係従事者を対象に、技術力の向上を目的とした講習会や現地研修会を、浄化槽管理士会および浄化槽設備士会と連携して開催する。

3）インターンシップの受け入れ

浄化槽業界の次世代の担い手育成のため、インターンシップ制度や職業体験を実施し、浄化槽業界の存在意義をPRする。また、合同就職説明会等の情報を会員に周知し、業界の若年労働者雇用促進を図る。

4）徳島県への職員出向（継続）

県との人事交流として職員を出向させ、広い視野と新たな識見を身につけ、職員のレベルアップを図るとともに、浄化槽にかかる課題解決や、新たな取り組みに向けた協力体制を築き、信頼関係を構築する。

(5) 汚水処理施設の管理及び技術指導に関する事業

1) 旧吉野川流域下水道の指定管理

指定管理者の共同事業体（吉野川流域下水道施設管理運営グループ）構成員であるテスコ株式会社へ当センター職員を出向させ、旧吉野川流域下水道の「運転管理業務」に従事し、下水道施設管理の専門的な知識や技術を習得するとともに、職員の技術力の向上を図る。

2) 技術研究について

水質等管理業務及び運転管理業務を通じて、事例調査、現状把握、最適化の検証に取り組み、運転コスト削減（管理運転の最適化）の実現に向け技術研究を進める。

(6) 浄化槽関係業者の事業の適正化及び効率化等を支援する事業

1) 特別認定管理士・特別認定設備士

『特別認定管理士証』『特別認定設備士証』等の資格者証を発行し、資格者の地位向上と差別化を図る

2) PC コンクリート底板の普及促進

PC 底板コンクリートによる底板工事を普及させることで、施工業者の負担軽減と、適正な施工の推進を両立する。

(7) 高度化点検DX事業（新規）

1) 会員（事業者）からの「浄化槽点検業務等の効率化に繋がる高度化点検 DX」の開発要望に応え、開発・導入についての調査研究を行う。

2) 全国に先駆けて構築した浄化槽台帳 DX システムについて、他県への普及を推進する。

4 管理部門

(1) 法人運営に関する事業

(6, 070千円)

1) 会員

運営に必要な財源を確保するため、次の事業を行い、組織の基盤強化を図る。

①会員の入会促進を図る。

②地域単位での会員活動の活性化を図る。

③各部会や地区報告会を開催し、会員からの要望や意見を取りまとめ、「とくしま浄化槽連絡協議会」を通じ、行政等に対し提案や要望を行う。

④全浄連ニュース等各種最新情報を提供する。

④浄化槽設備士会、浄化槽管理士会と連携し、無資格者による設置工事及び保守点検業務の排除を検討、資格者の地位向上を図る。

2) 業務執行体制の整備と強化

- ①定期社員総会及び定期理事会（年12回）の開催
必要に応じ臨時社員総会及び臨時理事会を開催する。
- ②常任理事会の開催
理事会に提出すべき議案、その他重要な職務執行に関する事項を協議・検討するため必要に応じて常任理事会を開催する。
- ③部会の開催
すべての会員が、意見交換や要望が出来るよう、所属する部会ごとに会合の場を設け、業界発展に向けて推進する。
- ④監査の実施
事業報告・決算に関して監査を実施する、必要に応じ中間監査等を実施する。

3) 職員教育等

- ①新人研修
新人職員に対し、OJTを中心とした業務に即した具体的指導を実施する。
- ②交通安全研修
警察や保険会社等から講師を招き、交通安全研修を実施する。
- ③コンプライアンス研修
職員に個人情報保護法および関係法令に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る
- ④エコアクション21
マネジメントシステムを遵守しながら、職員に対する廃棄物排出量や節電等、環境への取り組み意識の高揚を図る。
- ⑤勉強会等の実施
職員の業務知識及び技術の向上のため、定期的な勉強会及び考査を実施する。

4) 支所の業務

設置届出関係書類の受付以外に底板その他物品販売業務等の業務を担当する。
令和8年度の勤務体制は別表1のとおりである。

5) その他

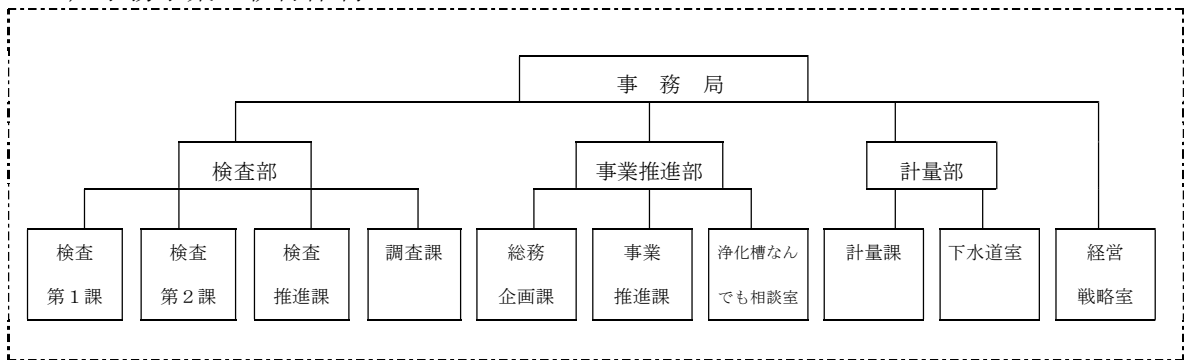
- ①事業継続計画（BCP）
センターのBCP（事業継続計画）を見直し・更新するとともに、被災時の対応マニュアルに基づく避難訓練を実施する。
- ②業務改善・効率化
現在の業務内容やプロセスを分析することによって、業務の見直しや改善点を洗い出し、働き方改革とともに経費削減・効率化を図る。
・生成AI、ロボットテクノロジーを活用した業務の効率化に関する調査研究を行う（新規）

- ・検査業務の効率化検討（検査機器校正方法・休日対応など）
- ・電話対応の負担を軽減するための音声ガイダンスの導入検討
- ・通知文書の電子化などペーパーレス化に向けた業務の見直しやシステム開発の検討
- ・検査案内や検査結果報告、法定検査に関する書類等の電子化をさらに推進する。（継続）
- ・タブレット導入による法定検査業務の効率化を検討する。

6) その他当法人の目的を達成するための事業

前記事業の他、当法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

7) 事務事業の執行体制



【別表1】

支所の勤務体制

管轄	支所名	受付時間	担当	備考
東部保健福祉局	徳島	AM 8:30～PM 5:30	3人	
	阿北	AM 8:30～PM 5:30	1人	
南部	阿南	AM 8:30～PM 5:30	1人	
西部	美馬	AM 8:30～PM 5:30	1人	